

地震に強い家を応援します！

宇部市では、地震に強い安心で安全なまちづくりを促進するため、木造住宅に対し無料での耐震診断員の派遣や、耐震改修等工事にかかる費用の一部を補助するなど、木造住宅の耐震化を支援しています。



無料

耐震診断員を派遣します

最高100万円

耐震改修の工事費用に補助します

最高50万円

除却工事費用に補助します

税金もお得！

所得税特別控除と固定資産税の減額措置

詳細は、裏面または宇部市公式ウェブサイトをご覧ください。

お申込み
お問い合わせ

宇部市建築指導課

TEL : 0836-34-8434 / FAX : 0836-22-6013

宇部市 耐震補助



HPはこちら！

1 無料で耐震診断員を派遣します

- (1) 対象：昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅
- (2) 募集期間：令和7年5月12日～令和7年11月28日
- (3) 募集戸数：30戸

2 耐震改修の工事費用に補助します

- (1) 対象：昭和56年5月31日以前に着工された耐震性のない一戸建ての住宅
- (2) 募集期間：令和7年5月12日～令和7年11月28日
- (3) 募集戸数：5戸
- (4) 補助金額：工事費の80%（補助限度額：100万円）

3 除却工事費用に補助します

- (1) 対象：昭和56年5月31日以前に着工された耐震性のない一戸建ての住宅を除却し、居住誘導区域に住み替えされる方
- (2) 募集期間：令和7年5月12日～令和7年11月28日
- (3) 募集戸数：3戸
- (4) 補助金額：工事費又は工事費に代えた耐震改修工事費のいずれか少ない額の23%（補助限度額：50万円）

4 耐震改修促進税制について

- (1) 所得税の特別控除
 - 期間：令和7年12月31日までの工事
 - 用途：自己の居住用の住宅
 - 工事内容：昭和56年5月31日以前に建てられた家屋を建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるための工事（居住者が行う工事に限る）
 - 控除額等：改修費用と当該改修に係る標準的な工事費相当額のいずれか少ない金額の10%の額（25万円が上限）
- (2) 固定資産税の減額措置
 - 対象家屋：昭和57年1月1日以前に建てられた住宅
 - 工事内容：現行の耐震基準に適合させるための工事で工事金額が50万円超の工事
 - 減額内容：最大で1年間、改修家屋の固定資産税の1/2を減額（ただし、1戸あたり120㎡相当分までを限度とする）
 - 減額期間：1年間（令和8年3月31日までの工事）
 - その他：改修工事完了後3か月以内に申告が必要となります。詳しくは宇部市資産税課（TEL：34-8195）までお問い合わせください。

5 耐震改修工事等を依頼する事業者を探す場合には…

県が開催した「木造住宅の耐震診断・耐震改修技術講習会修了者名簿」を宇部市建築指導課の窓口を設置しています。
また、山口県公式ウェブサイトで閲覧が可能です。



名簿はこちら！

6 ご存じですか？低コスト工法

耐震改修工事を実施する場合、「低コスト工法」による耐震化を選べるようになりました。低コスト工法とは、既存の壁や床、天井の撤去部分を最小限に抑えて補強する工法のこと、工事費を抑えたり、工期を短縮することができます。



低コスト工法
はこちら！